

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 日

高知市保健所長 様

高知県健康政策部医療政策課長
(公 印 省 略)

医療機関への立入検査等を行う際の診療放射線技師法第28条に規定する照射録
の取扱いについて

平素は本県の医療行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、下記のとおり当課ホームページに厚生労働省事務連絡を掲載しましたので、検査を行う場合等にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、電子保存された照射録の取扱いについて、問合せの事例を添付しますのでご参照ください。

記

【医療政策課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2018042500158.html>

【医療政策課ホームページ掲載内容】

- 医療機関への立入検査等を行う際の診療放射線技師法第28条に規定する照射録の取扱いについて（平成30年7月5日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）

高知県健康政策部医療政策課 担当 佐藤、東山 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL 088-823-9623 FAX 088-823-9137 Email 131301@ken.pref.kochi.lg.jp
--